

「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）12月23日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階
札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課（施設整備担当）電話 011-211-3077

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務

(2) 成果品の納入場所

上記1のとおり

(3) 業務内容

提案説明書による

(4) 履行期限

契約の日から令和9年3月26日（金）まで

3 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の要件すべてに該当する者に限る。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (5) 消費税及び地方消費税などの納税義務を果たしていること。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、資本関係の具体例については、本市の入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。

ア 資本関係

- (ア) 子会社と親会社の関係にある場合。(子会社及び親会社の定義は、会社法第2条第3号及び会社法第2条第4号の規定による。以下同じ。)
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合。

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 単体企業及び特定共同企業体どちらの参加も認めるが、以下に定める条件を満たすこと。

ア 単体企業

- (ア) 参加者は令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、以下の全ての登録がされていること。

- ・業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
- ・業種が「建設関連サービス業」の「建築設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
- ・業種が「建設関連サービス業」の「設備設計・監理業」で登録されていること。

- (イ) 特定共同企業体として本入札に参加している代表者及び構成員ではないこと。

イ 特定共同企業体(甲型共同企業体)

- (ア) 代表者が令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、以下の全て

の登録がされていること。

- ・業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
 - ・業種が「建設関連サービス業」の「建築設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
 - ・業種が「建設関連サービス業」の「設備設計・監理業」で登録されていること。
- (イ) 代表者以外の構成員は令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、以下に定める登録のうち少なくともどちらか一方を満たしていること。
- ・業種が「建設関連サービス業」の「建築設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
 - ・業種が「建設関連サービス業」の「設備設計・監理業」で登録されていること。
- (ウ) 構成員の数は、2社又は3社とすること。
- (エ) 代表者を含むすべての構成員が、本設計を構成する一部の工種等を含む設計について元請として実績があり、かつ本設計と同種の設計を経験したことがあること。
- (エ) 代表者は構成員によって決定された者とする。
- (オ) 各構成員の出資割合は、構成員数により以下に定める割合以上でなければならない。なお、代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。
- ・構成員が2社の場合 30%以上
 - ・構成員が3社の場合 20%以上
- (カ) 単体企業及び他の共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。

4 手続等

(1) 企画競争の参加に必要な書類の交付

令和7年12月23日(火)から下記ホームページにて公開

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2025/proposal3.html>

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 令和8年1月23日(金)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

ウ 提出時間 9時00分から17時00分まで(ただし、最終日の令和8年1月23日(金)においては正午まで)とする。

なお、郵送の場合は書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。

エ 提出場所 上記1のとおり

5 審査

(1) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案を大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務に係る企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)により書類審査する。一次審査通過の企画提案は、3件程度とする。一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。

(2) 最終審査(ヒアリング)

実施委員会において、一次審査を通過した企画提案に対しヒアリングを実施する。この最終審査により、契約候補者を選定する。

6 その他

詳細は提案説明書のとおり。